

01 地区社会福祉協議会への活動支援

市社協では、地域住民が主体となって活動できる場づくりのために、推進の核となる自治会単位で14地区に設置された、地区社会福祉協議会（地区社協）の支援に取り組んでいます。

さらに、各地区社協を支援するため次のような活動を行っています。

助成事業

地域活動の啓発、推進等を図ることを目的とした、活動費の助成を行っています。



研修事業

先駆的な地域活動や福祉施設等で研修を実施し地域福祉活動の活性化を図ることを目的に視察研修を行っています。



情報交換・交流会事業等

他の地区社協との情報交換を行うことにより、他地区での取り組みや工夫を知り、各地区社協の運営及び活動の向上、発展に繋げるために行っています。



地区社協の概要や活動内容は こちらで見ることが出来ます



綾瀬市 地区社協

検索

<https://www.ayase-shakyo.or.jp/area/>



02 生活支援体制整備事業

介護保険制度における地域支援事業のひとつで、地域における助け合い活動を創出し、住民の皆さんが主体的に活動できる環境整備を進める事業を行っています。

ささえあい井戸端会議 (第二層協議体)

地域課題の共有化、社会資源の連結などを目的として、自治会単位で14地区に設置を進めています。また、相互の意見交換や研修等もを行っています。



第一層協議体運営会議

ささえあい井戸端会議において創出された課題などについて、関係機関と協議します。また、生活支援コーディネーターを配置し、調整業務を行っています。



地域支えあいニュースの発行

ささえあい井戸端会議の状況などの記事を発行しています。また、市社協ホームページにも掲載をしています。



サロン事業助成金

高齢者の寝たきり及び認知症の予防、孤独感の解消、生活範囲の拡大等を目的とし、高齢者が地域で気軽に集える継続的な集いの場を運営する団体に対して、活動費の助成を行っています。



03 あやせボランティアセンター

「ボランティア活動をしたい」「ボランティアに来てもらいたい」などの住民の方々のニーズに応えるため相談員を設置し、相談、調整、講座等の企画運営を行っています。また、安心してボランティア活動を行うためのボランティア保険の加入手続きも行っています。

情報収集及び提供

ボランティア活動の手引き、情報誌「ら・ぼ・ら」等の発行、地区ボランティアセンターとの情報共有を行っています。



活動の支援

個人・団体登録ボランティアの支援として、活動場所や様々な情報の提供、助言を行います。また、活動費の助成を行っています。

各種講座の開催

ボランティアに関する各種講座、研修会の企画運営、ボランティアさんを開催し、活動の推進を行っています。

行事用貸出機材

市内在住の方や団体等に地域のイベントや会社のイベント等で活用できる、機材等の貸出を行っています。

福祉教育の推進

青少年体験学習事業の実施、福祉教室へ講師派遣、福祉用具の貸出を通して、福祉に対する正しい知識を得る機会を作っています。



04 福祉人材確保事業

地域の方や小中学生及び高校生等に障がいについての理解を図り、心と環境のバリアフリーを推進するためのプロジェクトや、若年層の地域福祉活動参加を促すため、市内の社会福祉施設や企業、団体の協力を得て次の事業を行っています。

あやせ Tomorrow プロジェクト

全世代を対象に、地域福祉活動の参加推進を図るため、プロジェクトを立ち上げ、地域の清掃活動や夜回り見守り活動を行っています。また、年に一度、市内の子供向けのイベントも行っています。



福祉の仕事知ってもらおうプロジェクト

市内福祉施設職員や当事者が、各地域や小中学校及び高等学校等で出張講演を行っています。また、福祉の仕事体験や、講演会開催などの企画を行っています。



05 助成事業・交付金

自治会や小中学校及び地域福祉推進のために活動する団体等に助成し、助成を受けた団体等がより良い活動を行えるように支援します。

地域福祉事業交付金

自治会が実施する、地域福祉活動へ支援のため、自治会の協力により募集した、住民会費の一部を還元しています。



福祉当事者団体等事業助成金

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者等の当事者団体が地域福祉推進のための事業に係る経費の一部を助成しています。



小中学校福祉推進事業助成金

市内小中学校へ助成し、児童・生徒が福祉の理解を深めるために、活動へ支援及び福祉教育との連携を行っています。



福祉ボランティアグループ事業助成金

あやせボランティアセンターに登録しているボランティアグループに対し、活動の充実かつ継続的な活動を支援するため、事業に係る経費の一部を助成しています。



06 あやせ福祉サービスセンター

高齢者、障がいのある方をはじめ全ての方が健康で豊かな生活を送るための相談、助言、支援等についてのコーディネート。料理教室の開催や車いすの貸出、住民相互の参加・協力による住民参加型の事業等を行っています。

サービスセンター事業

親子を対象とした料理教室の開催や障がい当事者と市民の交流を図る場としてのアート展の開催、ケガ等により歩行が困難となり一時的に車いすを必要とされる方へ車いすの貸出を行います。※期間は最長3か月となります。



住民参加型生活支援事業

日常生活にお困りの方、手助けが必要な方に対し、住民の参加と協力により、子育て支援、家事支援、介助サービスなどを提供します。利用には条件があります。詳しくはご相談ください。



移送サービス受託事業

在宅で生活し、障がい等の理由により車いすを利用しなければ外出が困難な方を対象に、福祉車両により医療機関や公共機関へ送迎を行います。完全予約制。利用には条件があります。詳しくはご相談ください。



障害者自立支援事業 (障害者指定特定相談事業所)

障がい者福祉サービスを利用する障がい者、障がい児または保護者に対し、利用者の立場に立って自立生活を支援するための計画相談支援を行います。

住民参加型移動支援事業

移動の支援が必要とする方(障がい者や高齢者など、公共交通機関を利用することが困難な方)に対して、住民の参加と協力により、医療機関や公共機関等へ外出を支援します。利用には条件があります。詳しくはご相談ください。

07 綾瀬あんしんセンター

認知症や物忘れ、障がいなどによって、自分の生活に必要なサービスをはじめとする様々な契約についての判断や、日常的な金銭管理や重要な財産管理を行うことが困難な状態になっても、住み慣れた地域での安心した生活を送れるように支援を行っています。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や障がい者等の地域での生活を支え、福祉サービスの利用手続きや公共料金等の支払を行うことにより、安心して日常生活ができるよう支援を行います。



法人後見事業

認知症高齢者や障がい等により、判断能力が十分でない方の財産の管理や身上監護を裁判所の審判をもとに行い、本人の尊厳を守りながら、生活が送られるように、法的に様々な支援を行います。



市民後見事業

市民後見人の選任に向け、関係機関との調整等を行います。また、市民後見人及び市民後見サポーターの後見活動に対して支援を行います。



成年後見制度の利用促進

成年後見制度を利用しやすいものとするために、制度の啓発、相談や支援について、専門職等と検討を進めています。



08 相談事業

市民の方々からの福祉や生活などの相談を「断らずに」まずは「受け止め」、解決について一緒に考えていきます。その後「専門相談」として各担当や関係機関へつないでいきます。また、相談機関同士の連携づくりを目的とした取り組みも行っています。

総合相談

市民の福祉や生活などの相談に応じるとともに、さまざまな生活援助や福祉サービスに結びつけるために、福祉に関する総合相談事業を実施しています。



地域なんでも相談

日ごろの心配事等を身近な場所で気軽に相談できる場を設置し、相談体制を整え、安心して過ごせるように実施しています。また、地区社協との協働により出張相談を行っています。

| | |
|---------|---------------------|
| 大上地区 | 深谷大上ふれあいの家 第1木曜日 |
| 落合地区 | 落合ふれあいの家 第2水曜日 |
| 寺尾南地区社協 | サロンなごみ 第3金曜日 |
| 吉岡地区 | 吉岡自治会館 第4木曜日 |

※午前10時～11時30分

生活応援事業

市内に事業所のある法人などの参加や協力を得ながら、様々な生活応援サービスを行い、生活課題へ助言することで、自立に向けた支援を行います。



食糧支援

寄附品をもとに、生活困窮世帯へ食糧の提供を行います。また、市や関係機関と連携し、食料や日用品を提供する「フードリンクあやせ」へ参画もしています。




09 資金貸付事業

経済的な困窮世帯などに対し資金の貸付と必要な援助等を行うことにより、その経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことができるようにすることを目的としています。

生活福祉資金

各種生活福祉資金の貸付相談を行い、低所得者世帯の生活の安定を図ります。また、借受者に対し償還指導を実施します。

| | |
|-----------|--|
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の低所得世帯 ・心身障がい者世帯 ・高齢者世帯 ・失業者等の方 |
| 貸付限度額 | 資金の種類や世帯員など借入期間によって異なります。詳しくはご相談ください。 |
| 貸付金利率 | 年1.5% ・教育支援資金、緊急小口資金は無利子 (それ以外でも連帯保証人がいる場合は無利子) |
| 資金の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金 ・福祉資金(住居の移転等) ・教育支援資金 ・緊急小口資金 ・不動産担保型生活支援資金等  |

簡易小口生活資金

市内在住で不測の事態により一時的に生活する資金が足りない場合にお貸しする制度です。

| | |
|-----------|------------------------|
| ご利用いただける方 | 市内在住の低所得の方(生活保護世帯等) |
| 貸付限度額 | 50,000円(市内に連帯保証人が必要です) |
| 貸付金利率 | 無利子 |
| 償還期間 | 10か月以内 |

10 災害ボランティアセンター活動事業

大規模地震等の自然災害発生時に効率良く災害ボランティアセンターの設置運営が行えるよう調整会議を開催、関係団体との連携による立ち上げ訓練等を通じて災害時に備えます。また、市内はもとより、国内災害に対して柔軟かつ迅速な対応を心がけ、支援活動を行います。

災害ボランティアセンター設置運営訓練

実際のセンター運営を想定し、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを定期的に見直し、ICT導入や感染症対策など、情勢に対応した改訂も続けています。

災害ボランティアセンターを設置運営するための協定書を締結し、センター設置時に備え、市及びあやせ災害ボランティアネットワークと協働で活動を定期的に行っています。



県内外被災地支援事業

県内外の被災地へ職員を派遣し、被災地の災害ボランティアセンター運営の支援を行います。また、被災地に向け、物資やボランティア派遣など必要なことに迅速に対応できるよう準備をしています。



11 共同募金配分金事業

市内のNPO法人や地域活動支援センターが活動や備品の購入に必要な経費や、防災・減災・災害時等要援護者支援などの安全なまちづくり活動の強化を目的として配分を行っています。

配分内容

市内NPO法人や地域活動支援センター等へ助成や市社協の実施する事業へ配分を行っています。



災害時あんしん袋配布事業

災害が発生したときに、自力での避難が困難な方を支援することを目的とした、防災グッズ等の配布を行っています。

| | |
|-----|--|
| 対象 | 綾瀬市災害時避難行動要支援者登録制度の登録者で「ア」区分の方。 *「ア」区分は一人暮らし高齢者世帯 |
| 協力 | 市内地区社協、 民生委員児童委員協議会 |
| 協賛 | サントリービバレッジサービス株式会社 |
| 配布物 | 「水」「ラムネ」「懐中電灯」「笛」 |
| その他 | 年に数回「水」と「ラムネ」の交換を行います。 *「ア」区分以外でも、希望者には配布を行います。 |



12 その他の実施事業

社会福祉表彰式、地区社会福祉協議会実践発表大会

表彰式典は、市との共催事業で、永年にわたって社会福祉の分野で功労があった方や市社協に多額のご寄附をされた方々に対し表彰と感謝をするものです。また、市内にある14地区社協が日ごろの活動を発表する「地区社会福祉協議会実践発表大会」も開催しています。



あやせ福祉ふれあいまつり

市内の福祉団体、福祉施設、ボランティア団体の参加を得ながら、市民や参加団体同士の交流を行うことで、お互いの理解や福祉の理解を深め、当事者や市民の主体的な福祉活動へ参加を促すために開催しています。



福祉レクリエーション大会

市内の福祉団体会員とその家族、障がい者福祉施設等の入所者が集まり、スポーツを通じて、参加者同士の交流と心身の健康保持、市民と市内の高校生等によるボランティア活動の場を提供し、福祉意識の醸成を目的に開催しています。



共同募金運動

共同募金は赤い羽根がシンボルの「たすけあい」運動です。皆様からお寄せいただいた募金は県内の福祉施設や福祉団体へ助成や地域の福祉活動、国内の被災地支援に役立てられています。

